R4.9.1報告

甲府市との話し合いの報告

出席者：甲府市介護保険課久保田部長・藤本課長

山梨県介護支援専門員協会甲府支部　宮下

報告者：　宮下貴文

相談内容：コロナ禍において、サービス提供事業所より職員がコロナにかかってしまい、10日間程度ですが人員欠如が起き、短時間営業をします。甲府市に確認したらその間のケアプランをケアマネさんに作成していただいてください。と言われたケアマネがいた為、保険者の見解、その可否について。

見解：

横浜市のHPより、令和3年2月26日更新の新型コロナウイルス感染症に関わる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについての事業所向けQ＆Aより

1. コロナウイルス感染症対策を検討し、事 業所においてサービスの提供時間や内 容等の変更を行った場合の、居宅介護支 援の業務や居宅サービス計画の変更について

事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、利用者に対して、当初の計画に位置付けられたサー ビス提供ではなく、時間を短縮してのサービスの提供や、通所事業所による訪問サービスの提供を行う 場合等、サービスの提供時間や内容等の変更を行った場合については、事前に利用者の同意を得た場 合には、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えありません。 　また、これらの変更を行った場合には、居宅サービス計画（標準様式第２表、第３表、第５表等。また、 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントにおいては、支援計画書、支援経過記録等）に係るサービス 内容の記載の見直しが必要ですが、これらについてはサービス提供後に行っても差し支えありません。 　なお、同意については最終的には文書による必要がありますが、サービス提供前に説明を行い同意を 得ていれば、文書はサービス提供後に得ることでも問題ありません。

とあります。

厚労省より介護保険最新情報VOI.816より

問1

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、通所介護事業所に おいて訪問サービスの提供等を行った場合、居宅介護支援の業務や居宅サ ービス計画の変更については、どのような取扱いが可能か。

（答） 通所介護事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、当該事業所の利用 者に対して、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮し ての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合、事前に利用 者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えな い。 また、これらの変更を行った場合には、居宅サービス計画（標準様式第２表、 第３表、第５表等）に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これら については、サービス提供後に行っても差し支えない。 なお、同意については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前 に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることでよい。

とある。甲府市としては、サービス担当者会議の実施も不要として差し支えないとの事もあり、居宅サービス計画（標準様式第２表、 第３表、第５表等）とあるが、第1表がないという事であれば利用者への交付、確認署名は必要ないと考える。

コロナウイルス感染症で職員が罹患した場合

例えば事業所が10日間休業した場合は、ケアプランの変更はなくてよいのに、時間短縮で営業するからプラン変更してください。というのは違うと考える。モニタリングに合わせ、利用者にとって時間短縮での提供が望ましいのであれば、これはケアプラン変更をするべきだが、ケアマネジャーが利用者の生活を支えるために最適な時間設定に基づきサービス提供を行っていくべきものである。その為事業所の都合での時間変更（短期間）においては居宅サービス計画（標準様式第５表）に記載の上利用表・提供表等を変更していただく事でよいと考える。